

# いじめの

未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対処等に係る

## いじめ防止基本方針

文京区立大塚小学校

## いじめの予防・早期発見・早期対応に関する学校基本方針策定の趣旨

◆個人が自由に生き生きと生きる権利や人権を著しく損なう「いじめ」は、絶対にあってはならないものである。しかし、実際には、学校をはじめ、様々な帰属集団の中で年齢に関わらず様々な「いじめ」が、発生している。はじめは、当事者たち自身も無意識的で軽くからかったつもりでの行為も徐々にエスカレートし、故意に人の心身を深く傷つけ、場合によっては、かけがえのない尊い生命を亡くしてしまうという深刻な事態に陥ることが多々ある。

特に、まだ心身の発達の途上にある小学生においては、自己の心身の成長を受け入れつつ自我を確立し、様々な帰属集団において他者とのよりよい人間関係を築いていくことは、とても難しいことであり、その発達課題を上手く乗り越えることができるか否かは、その後のその子の成長に大きな影響を及ぼす。

よって、そうした未発達の段階にある児童が集団で生活をする小学校においては、「いじめ」は、いつでも、どこでも起きるものとの認識の上に、その教育や指導に当たる教員は、「いじめ」に対しての適切な認識と深い理解とを常にもって、児童の指導に当たる必要がある。

これを踏まえ、本校では、平成25年9月26日に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、「いじめの撲滅」に向けて、予防・早期発見・早期対応・事後対応に適切に処せるよう、ここに「大塚小学校 いじめ防止基本方針」を策定し、学校・家庭・地域が一丸となって、「いじめ撲滅」に向けて真摯に努めるものとする。

## いじめに対する基本的知識・理解と段階別対応

### 【1】 具体的ないじめの様態

◎「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(いじめ防止対策推進法第2条)

### 【2】 具体的ないじめの様態

■冷やかしかからかい・悪口や脅かし文句・嫌なことを言われる・仲間外れ・集団による無視・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする・金品をたかられる・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされるなど・・・

### 【3】学校・教員の基本的スタンス

- ◆ 「いじめは絶対に許さない・許されない」ことを徹底させる日常的な指導の全校的取組
- ◆ いじめられている子どもを徹底して守り通すための共通認識と組織的対応
- ◆ 「いじめは絶対に許さない・許されない」との認識に立ち、学校・家庭・地域が共に連携した防止に向けた取組の推進

### 【4】4つの段階に応じた取組

<目標・段階>

<取組の視点>

<具体的取組内容>

Ⅰ  
未  
然  
防  
止

■ 教員の指導力の向上と組織的対応

- ① いじめ防止基本方針の策定・見直し
- ② いじめ対策委員会の設置
- ③ 問題を抱えた子への積極的働きかけ
- ④ サポートチームの編成
- ⑤ 研修会の充実

■ いじめを防止し、見てみぬふりをしないための取組

- ① いじめについての授業の実施
- ② 法教育の実施
- ③ 児童による防止に向けての取組の推進  
(標語・ポスター・作文・児童集会等)

Ⅱ  
早  
期  
発  
見

■ いじめの萌芽を素早く察知

- ① 月毎のいじめアンケート調査の実施・共有
- ② 管理職・専科教員・講師・SC・養護教諭による日々の学級・児童の観察
- ③ 話しやすい心温かな人間関係の構築

■ いじめの情報の確実な受信

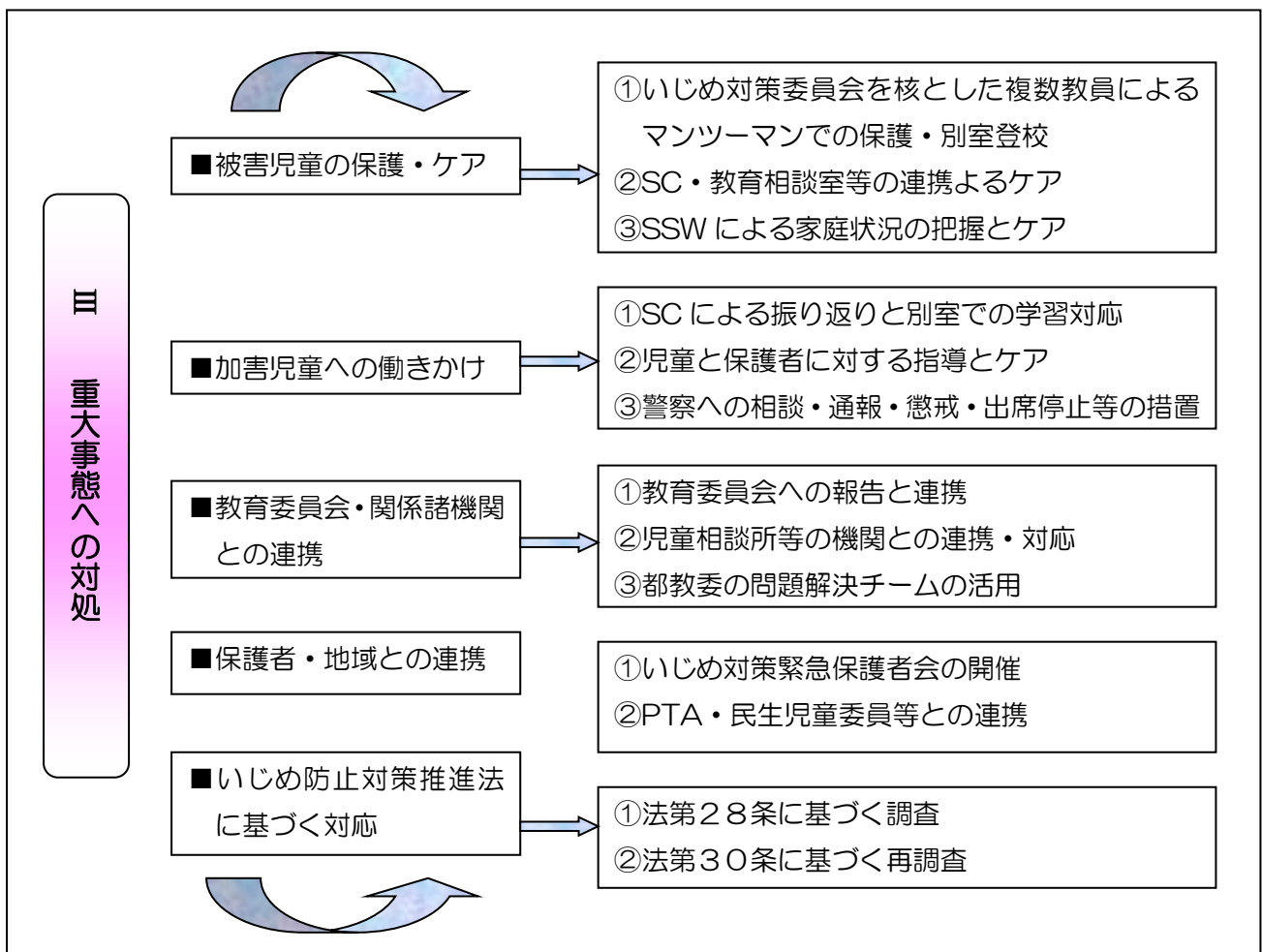
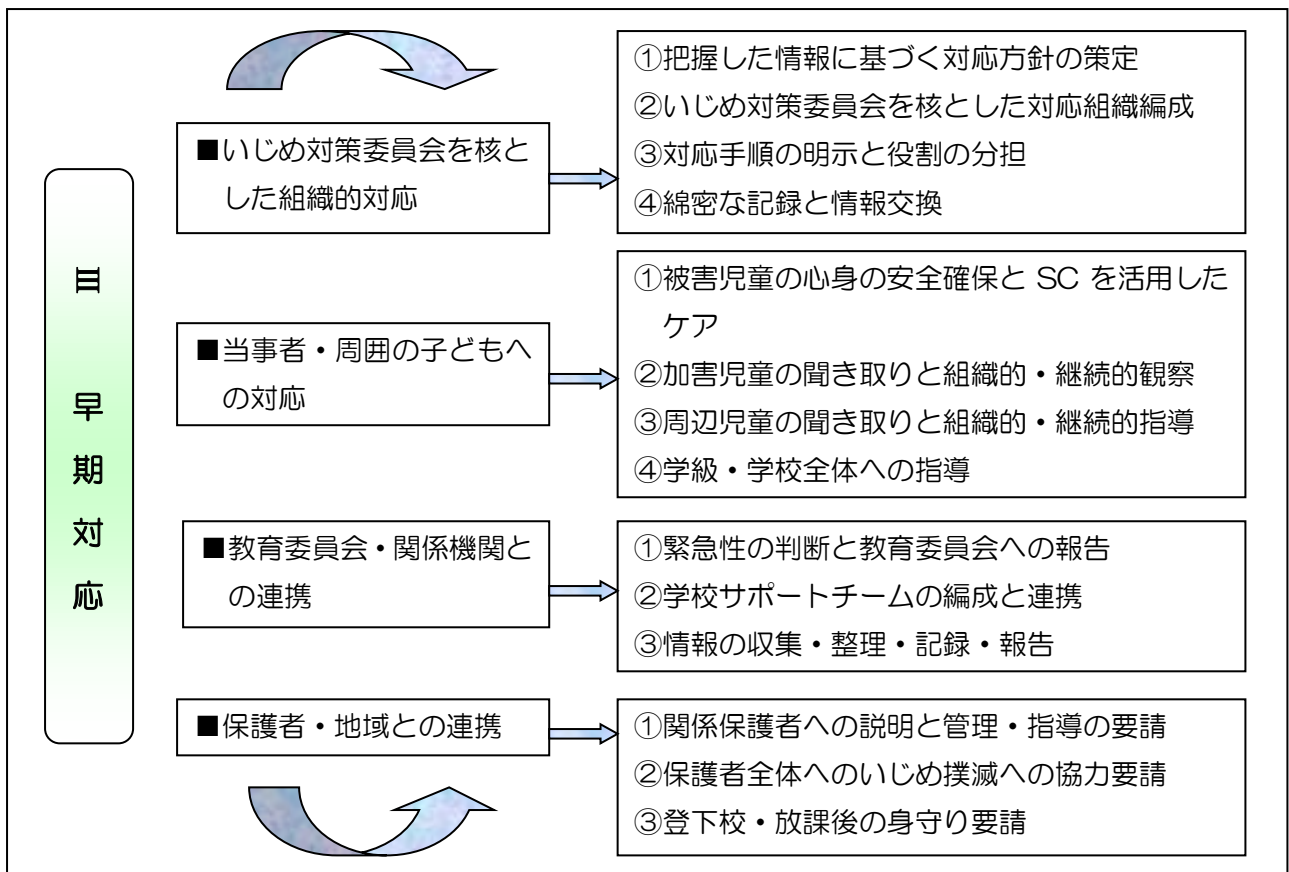
- ① 児童の日記や休み時間を通しての観察
- ② 児童の訴えや相談への丁寧な対応
- ③ 相談ボックスの設置  
開かれた保健室・相談室の運営

■ いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見と認知

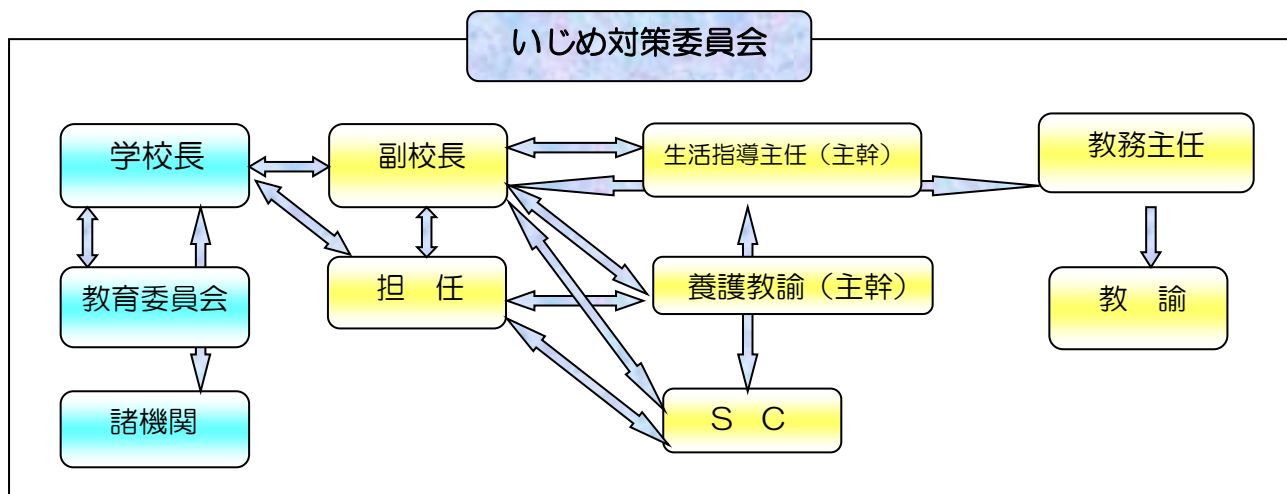
- ① 子どもの行動や相談の記録の蓄積と整理
- ② 情報の共有といじめ対策委員会による迅速・適切な組織的対応策の設定
- ③ 丁寧な聞き取りによる正確な実態把握

■ 保護者・地域との連携

- ① いじめ撲滅についての積極的発信
- ② 話し易く相談し易い人間関係と迅速対応
- ③ SC・SSW・相談室・管理職等の窓口の紹介



## 大塚小学校 いじめ対策委員会の設置と具体的取組



### 対応上の留意点

- 「いじめ」は、発見が遅れば遅れるほど、事態は悪化し、発覚した後の対応も複雑で難しくなる。したがって、何と云っても「防止」や「予防」に努めることが肝要であり、「いじめの芽」となるものをいち早く感知し、それに向けて先手をきちんと打っていくことが大切である。よって、
  - (1) 教職員のいじめに対する理解を深め、常にアンテナを高くして複数の目で注意深く丁寧に児童の様子や学級、学校集団の様子を観察し、いじめに繋がる小さな芽を細やかに摘み取っていくことが重要である。
  - (2) また、教職員、保護者、児童が人間尊重の精神に基づいて人権感覚を高め、個々の存在を尊び大切にするとともに、家庭・学校・地域が連携して児童の道徳性の育成に努める必要がある。特に学校においては、集団の中での児童の健全な成長と社会性を培うよう、道徳教育の更なる充実を図るとともに、その要となる道徳の時間の指導の充実、並びに道徳的实践力を培う特別活動や各種学校行事の充実を各教科と関連付けて進めていく必要がある。
  - (3) そのため、学校は、教職員の指導力や資質の向上に向けて、研修会や校内研究の更なる充実を図る必要がある。また、保護者・地域にも、学校からいじめ防止に係る情報を積極的に発信し、その理解と協力を求め、連携してその防止に全力で努めていく。

### 諸機関との連絡

◆文京区教育委員会	TEL 5803-1300	◆電話相談	TEL 3360-8008
◆文京区教育相談	TEL 5800-2594	◆文京区子ども家庭支援センター	
◆ふれあい学級	TEL 3816-5347		TEL 5803-1109
◆児童福祉センター	TEL 3947-4121	◆児童相談係	TEL 5803-1282
◆大塚警察署	TEL 3941-0110	◆児童青少年課	TEL 5803-1188
◆いじめ相談ホットライン	TEL 5331-8288		